

大網白里市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年度定期監査の結果及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり大網白里市長から通知があったので公表する。

平成28年6月24日

大網白里市監査委員 大島 有紀子

大網白里市監査委員 花澤 房義

総 第 870 号

平成28年6月24日

大網白里市監査委員 大 島 有紀子 様
同 花 澤 房 義 様

大網白里市長 金 坂 昌 典

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年11月30日付け監第305号で報告のあった平成27年度定期監査（第1回）の結果及び平成28年3月9日付け監第425号で報告のあった財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知します。

1 報告書番号 平成27年11月30日付け監第305号

2 監査の種類 定期監査（第1回）

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
<p>（子育て支援課）</p> <p>・学童保育事業利用料の時効について 地方自治法第236条第1項によると、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めのあるものを除くほか、5年間これを行わないときは時効により消滅するとされている。</p> <p>しかしながら、学童保育事業利用料の滞納繰越分について監査した結果、時効の中断による日数を考慮し、法定納期限及び最終納付日の翌日から起算したところ、既に5年を経過している滞納繰越額433,000円が見受けられたが、これらの市の債権は、時効により消滅しているものである。</p> <p>今後は、利用者の公平を保つためにも、法に基づき適正な債権管理を行われたい。</p>	<p>学童保育事業利用料の滞納繰越分のうち、地方自治法第236条第1項の規定により時効が完成しているものについて、不納欠損処分を行いました。</p> <p>今後、収納業務に当たっては、法令を遵守し、的確な債権管理に努めてまいります。</p>

3 報告書番号 平成28年3月9日付け監第425号

2 監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
<p>大網白里市体育協会（所管課：生涯学習課）</p> <p>・適正な食糧費及び負担金の支出について</p> <p>平成27年5月26日に施行された大網白里市補助金等交付基準によると、補助金の使途は「予算科目としての食糧費だけでなく、会議費や事業費に含まれる飲食に係る経費には原則、補助金等を充当できない。」としているが、例外のひとつとして、「事業の実施に直接必要な無償の役務の提供が、昼食時または夕食時をはさんで6時間以上あった場合の弁当代」は認めるとしている。</p> <p>しかしながら、支出科目「会議費」から、郡市民体育大会での選手激励時及び郡駅伝競走大会終了時に昼食代を支出していたことが見受けられたが、これらは社会通念上、弁当代として妥当と判断する額を超えた支出だと考えられるものである。</p> <p>平成26年度は同交付基準施行前であることから、今後は同交付基準に沿って適正な支出を行われたい。</p> <p>また、上記同様、支出科目「会議費」から、第21回市町体育協会・事務局会議負担金18,000円を支出していたが、使途は会議終了後の懇親会費であることが見受けられた。体育協会・事務局会議終了後に開かれる懇親会費の全部もしくは一部を補助金で賄うことは、いかなる場合も認められないから、今後は適正な負担金の支出を行われたい。</p> <p>なお、懇親会費に支出された18,000円については、返還に向けて、必要な措置を講ずること。</p>	<p>体育協会に対する補助金については、平成28年3月に、生涯学習課長から同協会に対し補助金の適正な支出及び返還に向け必要な措置を講ずるよう指導しました。</p> <p>これを受け、同協会は、平成26年度分の懇親会費に支出した18,000円について返還し、平成27年度から補助金の支出を見直し、大網白里市補助金等交付基準に基づき適正な支出を行っています。</p> <p>また、今後も、大網白里市補助金等交付基準に基づき、補助金を適正に処理するよう指導してまいります。</p>